

大船渡市中小企業被災資産復旧費補助金のご案内

大船渡市では、東日本大震災津波により被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、経済基盤の復興及び就業機会の確保を図るため、中小企業者が被害を受けた施設・設備を復旧する場合に要する経費に対し補助金を交付します。

対象となる補助金交付基準等については、次のとおりです。

項目	内 容												
補助対象者	<p>東日本大震災津波により事業拠点の主たる事業用資産が滅失し、市内で事業を再開しようとする、被災資産の復旧を行う中小企業者のうち、以下の要件を全て満たす者。</p> <p>ア) 被害を受けた中小企業者</p> <p>イ) 復旧に要する経費が 100 万円以上であること。</p> <p>ウ) 事業を再開した日の属する年度から起算して、3 か年経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復すること。</p> <p>エ) 被災した中小企業者の復旧経費（建物、機械装置等）を対象とした国、県、市が実施する他の補助金を受けていない者。（中小企業被災資産修繕事業費補助金及び岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（平成 24 年度以前に交付決定を受けた者が、交付決定前に復旧した資産を除く。）を除く。）</p> <p>オ) 大船渡都市計画マスタープランその他、市の定める土地利用計画と整合していること。</p>												
対象業種	<p>中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号に規定する業種 （医療業（療術業及び歯科技工所を除く。）、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、協同組合、学術・開発研究機関を除く。）のうち、市が認める業種。</p>												
補助対象経費・補助率・補助限度額	<table border="1" data-bbox="316 1189 1388 1406"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 1189 568 1279">業種</th> <th data-bbox="568 1189 948 1279">【補助対象経費】</th> <th data-bbox="948 1189 1118 1279">【補助率】</th> <th data-bbox="1118 1189 1388 1279">【補助限度額】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 1279 568 1346">製造業、宿泊業</td> <td data-bbox="568 1279 948 1406" rowspan="2">復旧費 100 万円以上</td> <td data-bbox="948 1279 1118 1406" rowspan="2">1 / 2</td> <td data-bbox="1118 1279 1388 1406" rowspan="2">2, 000 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1346 568 1406">その他の業種</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その他の業種の補助額算定方法</p> <p>(1) 復旧経費（税抜き額）が 600 万円以下の場合 $(\text{復旧経費} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額}) \times 1/2$ (千円未満切り捨て)</p> <p>(2) 復旧経費（税抜き額）が 600 万円を超える場合 $300 \text{ 万円} + (\text{復旧経費} - 600 \text{ 万円} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額}) \times 1/5$ (千円未満切り捨て)</p> <p>補助金の対象となる経費は、次の被災資産について、事業再開のために不可欠な復旧（新築・購入）に要する経費。ただし、他社に貸与することを目的とする被災資産の復旧（新築・購入）に要する経費を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建物及びその附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備） ② 構築物 ③ 機械及び装置（ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械装置を除く。） <p>※店舗等と住宅が一体となっている場合は、店舗等に係る部分が対象となります。</p>				業種	【補助対象経費】	【補助率】	【補助限度額】	製造業、宿泊業	復旧費 100 万円以上	1 / 2	2, 000 万円	その他の業種
業種	【補助対象経費】	【補助率】	【補助限度額】										
製造業、宿泊業	復旧費 100 万円以上	1 / 2	2, 000 万円										
その他の業種													

<p>手 続 き</p>	<p>【補助金交付申請】 令和2年4月13日から令和2年11月30日までの間に申請してください。</p> <p>「補助金交付申請書（様式第1号）」に下記の書類を添えて提出してください。</p> <p>★申請</p> <p><input type="checkbox"/>被災状況が確認できる書面・写真等</p> <p><input type="checkbox"/>復旧（新築・購入）に要する経費や工事内容が確認できる書類の写し・・・見積書、工事委託契約書、平面図等</p> <p><input type="checkbox"/>施設設備の位置図（滅失した施設設備及び復旧する施設設備）</p> <p><input type="checkbox"/>被災時に大船渡市内で事業を行っていたことがわかる書類の写し（直近の決算書又は確定申告書等の写し）</p> <p><input type="checkbox"/>被災時に復旧しようとする施設設備を有していたことを証明する書類の写し・・・資産証明書、減価償却資産一覧、平面図等</p> <p><input type="checkbox"/>罹災証明書の写し</p> <p>★完了報告と請求</p> <p>「実績報告書兼請求書（様式第4号）」を復旧完了後20日以内に下記の書類を添えて提出してください。（申請時点で復旧が完了している場合を除く）</p> <p><input type="checkbox"/>領収書の写し等（支払いを証する書面）</p> <p><input type="checkbox"/>完成写真等</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月11日以降に実施した事業にさかのぼって適用します。 ・業種を変更した場合は補助対象となりません。 ・補助金交付決定を受けた年度内に補助事業を完了し、事業を再開すること。 ・事業を再開した日の属する年度から起算して、3か年経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復してください。（回復しない場合は、交付した補助金を返還していただきます。）
<p>問 い 合 わ せ</p>	<p>大船渡市役所 商工港湾部 商工課 商工係</p> <p>電話：27-3111 （内線109）</p> <p>FAX：26-4477</p>